



# 島根県報

平成25年7月5日（金）  
号外 第 116 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | （税 務 課）     | 3 |
| 島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則       | （健 康 推 進 課） | 4 |
| 島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則            | （薬 事 衛 生 課） | 5 |
| 新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則                 | （水 産 課）     | 6 |
| 島根県道路管理規則の一部を改正する規則                         | （道 路 維 持 課） | 6 |

### 【人委規則】

- |                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 |  | 6 |
|--------------------------|--|---|

**公布された条例等のあらまし****◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第52号）**

## 1 規則の概要

- (1) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用条項及び様式の整理（第3条・様式第3号・様式第4号関係）
- (2) その他様式の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）**

## 1 規則の概要

病床転換支援金の納付に要した費用の額を普通調整交付金の額に加えることとする期限を、平成30年3月31日までとすることとした。（附則第4項・第5項関係）

## 2 施行期日等

公布の日から施行し、平成25年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用することとした。

**◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第54号）**

## 1 規則の概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理（第5条・第6条・様式第1号・様式第2号・様式第4号関係）
- (2) その他規定及び様式の整理

## 2 施行期日

平成25年9月1日から施行することとした。

**◇新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第55号）**

## 1 規則の概要

- (1) 新規自営漁業者の要件に次に掲げる要件を加えることとした。（第2条関係）

ア 漁業協同組合等が水産庁長官が選定した者の補助を受けて行う漁労技術習得研修（研修修了後、独立して漁業を営むことを目指す者に対して行う研修に限る。以下「国の研修」という。）を受けた期間が12月以上の者で当該研修を修了した日における年齢が50歳未満のもの

イ 国の研修及び漁業協同組合が県の補助を受けて行う漁労技術習得研修（以下「県の研修」という。）のいずれもを受けた者のうち、それぞれの研修を受けた期間を合算した期間が12月以上の者で最後に受けた研修を修了した日における年齢が50歳未満のもの

- (2) (1)に伴い、定着支援資金の貸与を受けようとする市町村は、新規自営漁業者定着支援資金貸与申請書を新規自営漁業者の研修（国の研修又は県の研修のいずれか一方を受けた者にあつては当該研修、国の研修及び県の研修のいずれもを受けた者にあつては最後に受けた研修）修了後1月以内に知事に提出しなければならないこととした。（第6条関係）

- (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県道路管理規則の一部を改正する規則（規則第56号）

- 1 規則の概要
  - (1) 道路法施行令の改正に伴う引用条項の整理（別表関係）
  - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
 

公布の日から施行することとした。

**規 則**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第52号**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第3号左欄中「、第5条第1号」を削り、同表第4号左欄中「、第5条第2号」を削る。

様式第1号付表1中「4捨5入」を「四捨五入」に改める。

様式第3号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	特定農山村地域	過疎地域
	原子力発電施設等立地地域	企業立地促進法の同意集積区域

」

を

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	企業立地促進法の同意集積区域	

」

に改め、同様式の備考の1中「工場用等」を「製造業用等」に改め、同様式の備考の3の(3)中「工場用等の」を「製造業用等の」に、「工場用等建物の建設予定明細書」を「製造業用等の建物の建設予定明細書」に改める。

「

様式第3号付表2中「工場用等建物の建設予定明細書」を「製造業用等の建物の建設予定明細書」に、

建設  
予定  
の  
家  
屋

を



「

建設  
予  
定  
の  
建  
物

に改める。

」

様式第4号中

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	特定農山村地域	過疎地域
	原子力発電施設等立地地域	企業立地促進法の同意集積区域

」

を

「

適用地区等	離島振興対策実施地域	半島振興対策実施地域
	過疎地域	原子力発電施設等立地地域
	企業立地促進法の同意集積区域	

」

に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第53号**

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第119号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の規定は、平成25年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用する。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第54号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第1項中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこの引取り」を「猫の引取り」に、「犬又はねこの引取申請書」を「犬又は猫の引取申請書」に改め、同条第2項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこの引取り」を「猫の引取り」に、「所有者不明の犬又はねこの引取申請書」を「所有者不明の犬又は猫の引取申請書」に改める。

第6条中「第35条第1項若しくは第2項」を「第35条第1項本文若しくは第3項」に、「ねこ、」を「猫、」に、「ねこ等の動物、」を「猫等の動物、」に、「犬、ねこ等の動物返還申請書」を「犬、猫等の動物返還申請書」に改める。

第7条中「ねこ」を「猫」に改める。

第9条第1号中「哺乳」を「哺乳」に改める。

第10条中「ねこ等の動物を」を「猫等の動物を」に、「犬、ねこ等の動物譲受申請書」を「犬、猫等の動物譲受申請書」に改める。

第11条第1項第1号中「のえさ」を「の餌」に、「毒えさ」を「毒餌」に改め、同条第2項及び第3項中「毒えさ」を「毒餌」に改める。

第14条第1号中「ねこ」を「猫」に改める。

別表第2の1の表中「人止めさく」を「人止め柵」に、「鉄さく」を「鉄柵」に、「さく」を「柵」に改め、同別表の1の表（注）中「芯」を「芯」に改め、同別表の2の表中「ふた」を「蓋」に改め、同別表の3の表中「すき間」を「隙間」に、「さくを」を「柵を」に、「さくは」を「柵は」に、「さくの」を「柵の」に、「人止めさく」を「人止め柵」に改める。

様式第1号中「犬又はねこの引取申請書」を「犬又は猫の引取申請書」に、「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「・ねこ」を「・猫」に改める。

様式第2号中「所有者不明の犬又はねこの引取申請書」を「所有者不明の犬又は猫の引取申請書」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「・ねこ」を「・猫」に改める。

様式第3号中「犬、ねこ等の動物返還申請書」を「犬、猫等の動物返還申請書」に改める。

様式第4号表面中「犬、ねこ等の動物譲受申請書」を「犬、猫等の動物譲受申請書」に、「ねこ等の動物を」を「猫等の動物を」に、「愛がん」を「愛玩」に改め、同様式裏面中「責任」を「責任」に、「多頭飼育による」を「多頭飼育により」に、「もの」を「者」に改め、「犬による危害の防止に関する条例」を削り、「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第55号

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則の一部を改正する規則

新規自営漁業者定着支援資金貸与規則（平成17年島根県規則第99号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「漁業協同組合」を「漁業協同組合等が水産庁長官が選定した者の補助を受けて行う漁労技術習得研修（研修修了後、独立して漁業を営むことを目指す者に対して行う研修に限る。以下この号、次号及び第6条において「国の研修」という。）又は漁業協同組合に、「研修」を「この号、次号及び第6条において「県の研修」に改め、「期間」の次に「（国の研修及び県の研修のいずれも受けた者は、それぞれの研修を受けた期間を合算した期間）」を加え、同条第2号中「研修終了時の」を「国の研修又は県の研修のいずれか一方を受けた者にあつては当該研修を修了した日、国の研修及び県の研修のいずれも受けた者にあつては最後に受けた研修を修了した日における」に改める。

第6条中「研修終了後」を「研修（国の研修又は県の研修のいずれか一方を受けた者にあつては当該研修、国の研修及び県の研修のいずれも受けた者にあつては最後に受けた研修）修了後」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第56号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則（昭和53年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条（見出しを含む。）中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。

別表中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「つど」を「都度」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月5日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派

遣手当」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。